

農用地利用計画の変更(農振除外)スケジュール

手続 No.	項目内容	受付時期(2回)	
		6月受付	12月受付
1	市への申出書提出期限 ※受付最終日が閉庁日の場合は、その翌開庁日が締切日	6月末日	12月末日
2	・関係機関への意見照会 ・市による事前審査	8月上旬～ 9月下旬	2月上旬～ 3月下旬
3	(市→県)事前協議書の提出	10月上旬	4月上旬
4	県による事前審査	10月上旬～ 11月下旬	4月上旬～ 5月下旬
5	(県→市)事前協議に対する回答	11月下旬～ 12月上旬	5月下旬～ 6月上旬
6	【法第11条】 公告縦覧及び異議申立て 45日間	11月下旬～ 2月上旬	5月下旬～ 8月上旬
7	【法第8条】 (市→県)法定協議	1月下旬～ 2月中旬	7月下旬～ 8月中旬
8	【法第8条】 法定協議に基づく県同意	2月上旬～ 2月下旬	8月上旬～ 8月下旬
9	【法第12条】 農振除外決定に基づく公告	2月中旬～ 3月上旬	8月中旬～ 9月上旬

※【法：農業振興地域の整備に関する法律】

●このスケジュールは一般的なスケジュールであり、農振除外の面積が2haを超えるような案件や、関係機関との協議未了の案件については、調整等に時間を要するため、このスケジュールでは対応できません。必ず事前(申出前)に個別に相談してください。

●令和7年度から、農振除外及び用途区分の変更(軽微な変更)を申出する際には「地域計画の変更申出書」の提出が必要となりました。

※計画内容によっては、12月末受付のみの対応となる場合があります。